

鳥取砂丘美化運動協議会規約

(目的)

第1条 この会は、鳥取砂丘及び周辺の沿岸部の美化に関する啓発と実践を組織的に展開することにより、自然を愛する心の醸成と鳥取砂丘をはじめとするふるさとの美しい自然資源の継承を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「鳥取砂丘美化運動協議会」という。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 砂丘を美しくする運動の啓発宣伝
- (2) 砂丘を美しくする運動の企画、実践
- (3) 市沿岸部を美しくする運動の啓発宣伝、企画、実践
- (4) 美化推進のための調査研究
- (5) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 この会の事務局は、鳥取市役所に置く。

(組織)

第5条 この会は、第1条の趣旨に賛同する団体等で構成し、当該団体等の代表者を会員とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において会員及び学識経験者の中から選出するものとする。
この場合において、幹事は鳥取市及び砂丘現地から各2名、商工会議所及び青年会議所から各1名と選出するものとする。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会の企画運営にあたる。

4 監事は、会計監査にあたる。

(総会)

第8条 総会は、年1回開催し、予算、決算、事業計画、その他重要事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 総会の決定は出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 次のいずれかに該当すると会長が認めるときは、第1項の事項について書面での審議決定を行うことができる。

(1) 震災、風水害、感染症への対応等により総会を開催することが困難と認めるとき。

(2) 至急の審議決定が必要で総会を開催する余裕がないと認めるとき。

6 前項の規定により書面での審議決定を行った場合は、次の総会において報告しなければならない。

(経費)

第9条 この会の必要経費は、寄付金、補助金等をもってあてる。

(会計年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

この規約は、昭和47年7月4日に施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月28日に施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月29日に施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月30日に施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月5日に施行し、この規約による改正後の鳥取砂丘
美化運動協議会規約第8条の規定は、令和2年度の総会から適用する。